

キヤフタ条約以前のロシアの北京貿易 ——清側の受入れ体制を中心にして——

澁 谷 浩 一

はじめに

康熙二十八（一六八九）年、清とロシアの間にネルチンスク条約が締結されると、ロシア側は隊商を北京に送り込んで正式に貿易を開始した。この所謂北京貿易は雍正五（一七二七）年のキヤフタ条約締結を経て乾隆十九（一七五四）年まで継続される。この貿易の推移については、従来主としてロシア側史料に基づいた研究がいくつかあり⁽¹⁾、隊商の組織、活動、取引内容、取引額等についてはある程度明らかにされている。

そもそもネルチンスク条約においては、貿易に関する取り決めは、「全ての来往する人は通行証明書のある者ならばその売買することを妨げない」⁽²⁾という簡略なものであり、キヤフタ条約に至つて初めて両国との間にかなり詳細な取り決めがなされた。すなわち、この北京貿易には当初から確固とした制度があつたわけではなく、来京する各々の隊商への清側の対応の積み重ねがキヤフタ条約の条文となつて結実したのである。北京貿易の清側の

受入れ体制を示すとされてきた『欽定大清会典則例』の記述が不正確であることについては、すでに吉田金一氏によつて明らかにされている。⁽³⁾ 氏はまた、近年出版された中国側檔案史料⁽⁴⁾をも利用して、主として一七世紀末までの北京貿易の推移について詳述している。ただ、これまでに出版された北京貿易に関する当該時期の檔案史料の大部分は、両国間の往復文書であり、清側がその内部でロシア側の要求をどう検討し、北京貿易をどのように規定していたかという点を知るには限界があつた。

ところが、筆者は一九九一年から九二年にかけて北京の中国第一歴史檔案館において檔案を閲覧するうち、康熙年間の満文檔案の中に、従来知られていなかつた北京貿易に関する理藩院関係の檔案史料を見出した。⁽⁵⁾ この新出土史料により、清側の北京貿易への対応の変化を従来知られている以上により明確に跡付けることが可能となつた。

筆者はかつて、一八世紀前半の両国間交渉に重要な役割を果たしたロシア側主要人物の一人であるランゲを取り上げ、彼の活動と彼に対する清側の対応について考察した。⁽⁷⁾ 本稿で扱うのはそれとほぼ重なるネルチンスク・キヤフタ両条約間の時期であり、この時期の両国間の主要問題の一つであつた北京貿易を取り上げて考察を試みる。その際、かつて課題として残した清朝政府内部の動きについても触れることになろう。構成は以下の通りである。先ず第一章で、北京貿易開始当初の清側の受入れ姿勢・体制を述べる。第二章では康熙四十三年の隊商の経路のハルハ路への変更及び隊商の人員制限の開始の背景を検討する。第三章では、受入れ体制がほぼ完成したと考えられる康熙四十八年頃に焦点をあて、清側の受入れ体制をやや詳しく分析する。第四章では、康熙五十年

代半ばにおける清側の隊商受入れ姿勢の変化と、その背景にあるハルハ情勢の変化について述べる。第五章では、第四章までに述べた清側の受入れ体制の変遷を、キヤフタ条約の条文そのものの検討によって確認する。以上の考察を通じて、清側のロシア隊商受入れ体制の変遷が清のハルハ・モンゴル支配の問題と深く結びついたことが明らかとなるであろう。

なお、本文中の陽曆はすべて当時ロシアで使用されていたユリウス曆である。⁽⁸⁾ また、満文史料の引用の際には和訳のみを掲げた。引用史料中の「」は筆者が補ったものである。

一 北京貿易の開始とイズブラント・イデス使節団

ネルチンスク条約締結から四ヶ月後の一六八九年一二月、ロシア側はさっそく第一回の隊商をネルチンスクから満洲経由⁽⁹⁾で北京に派遣した。その後、一六九七年まで合計七回、ロシア隊商がネルチンスクから北京に赴いたが、これらの隊商はいずれも豊富な資力を有する所謂大商人⁽¹⁰⁾によって主導され、商人であると同時に外交使節としての役割も果たしていた。⁽¹¹⁾ また、これらの隊商の主要交易品目は、ロシア側からは毛皮、中国側からは織物であった。この交易品目は一八世紀に入つても基本的に変化はなかつたが、ロシア側の輸出超過となり、金銀で決済されたという。⁽¹²⁾

これらの隊商を清側がどのように受入れていたかについて吉田金一氏は次のように述べている。すなわち、第一回のロンシャコフ隊商（使節団）は、食糧及び馬車を支給されるという『大清会典』に定める朝貢使並みの扱

いを受けた。第二回のカザリノフ隊商（アロトニコフ使節団と同行）に対しても、康熙帝は当初使節団の費用のみ負担し、隊商の分は負担しない方針であったが、結局隊商の分まで負担し、前例としないという条件付きだったにもかかわらず、その後のロシア隊商にも食糧が供給され、馬車が提供され続けたようである、という。⁽¹²⁾以上が吉田氏の見解であるが、次に述べるように、その後も隊商に食糧・馬車が提供され続けたという点には問題がある。すなわち、隊商には食糧は供給されたが、馬車は提供されなかつたと考えられるのである。この清側の方針が明確になるのは、康熙三十二（一六九三）年に入京したイズブラント・イデス使節団の時である。⁽¹³⁾

イデスにはロシア政府から、清側のネルチンスク条約遵守の意思の有無を確認し、中国貿易に関する調査を行う等の任務が与えられていたが、このイデスに対して清側は、以下のように通達した。それは、①使節団の人員は二百人以内、ただし商人を含まない。国境の長官派遣の使節団の人員は五十名に限る、②ロシアから清への書簡は清國皇帝の名を先に書くか、あるいは近臣から近臣あてにする、③ロシア使節が携行する書簡は黒龍江將軍が見て上奏し、皇帝の許可を得て入京した場合は使節に馬車を提供する、という三点に要約できる。吉田氏は、イデス以後キヤフタ条約までのロシアの北京遣使と北京貿易はこの通達に従つて行われた、とするが、なお残された問題点として、次のように指摘する。すなわち、①において、清側は外交使節と商人を別扱いしているように見えるのに、これ以後も、依然として商人も使節団の一員として扱われた、というのである。⁽¹⁴⁾ところが、以下に述べるように、実際には、康熙三十二年の時点では清側は商人（隊商）と使節団を別扱いしていたのであり、吉田氏の言うように、「商人も使節団の一員として扱われた」わけではなかつた。康熙三十五年末の理藩院によ

る上奏文には、

……康熙三十二年……また定めたことに「使節は駅遞により連れて来るのがよい。一緒に来た商人たちは彼等「自身の」力により連れて来るのがよい。」とある。……査するに、先に来たロシアの商人は全て彼等の使臣と一緒に自分の力で來たのである。勝手に商売しに來たことはない。今、ロシアの国からオフォナシ・ソフオロ・ネチ等を貿易しに送つたというので、臣等の部の一人の役人を駅遞を使わせて派遣し、定めた例に従い彼等の力によつて面倒を見て連れて来たい。⁽¹⁵⁾

とある。これは、黒龍江副都統カトフ (kathū 喀囉瑚) から、従来の慣例と異なり単独で來た今回の隊商の受入れについて判断を求めてきたことに対する理藩院の意見である。これによれば、康熙三十二年、すなわちイデス入京時の清側の決定においては、使節は駅遞を利用するのに対して、隊商は自力、つまり駅遞を利用させないと区別されていたことがわかる。清朝の朝貢使節受入れの規定には、

〔順治〕八年題准、凡外國進貢正副使、及定額從人來京、沿途口糧・駅遞夫馬舟車、該督撫照例給發、……
とあるが、また、使節団が携行する貨物についての規定には、

康熙三年定。凡外國進貢、順帶貨物、貢使願自出夫力帶來京城貿易者聽、如欲在彼處貿易者、該省督撫選委能幹官員監視、毋致滋擾。⁽¹⁷⁾

とある。朝貢使節であつても、その使節団員が貿易を目的に私的に貨物を持ち込む場合は、駅遞の使用は認められず、馬車や人夫は自弁することになつていたのであり、⁽¹⁸⁾この康熙三十二年の決定は、これらの規定に準じたも

のとみることができる。

さて、上で引用した康熙三十五年末の理藩院の上奏文からは、使節団を伴わない単独の隊商が、使節団に同行した隊商と同様の待遇——駿遞の使用は認めないが、食糧等は供給される——を受けて入京を許可されたことがわかる。⁽¹⁹⁾ 後の康熙三十七年末に来京したリヤングソフ隊商の場合も同様の扱いを受けており、康熙三十五年以降このような体制が定着していたことがわかる。康熙三十一年の決定では、使節団と隊商とは待遇上区別されるが、それは隊商が使節団に同行する場合であり、清側としては隊商単独での入京は想定していなかつたと考えられる。朝貢制度上からも、使節ではない貿易を目的とする商人は、国境地方で貿易を行ふのがふつうである。⁽²⁰⁾ それにもかかわらず、康熙三十五年という時期に、使節ではないと判断された隊商がさしたる議論もなく入京を許可された背景は何か。康熙三十五年と言えば、康熙帝がジエンガルのガルダン制圧のため外モンゴル親征を行つた年である。五月にはジョーン・モドで清軍がガルダンを破つたが、ガルダンは生き延び、一度北京に戻つた康熙帝は秋から冬にかけて二度目の親征を敢行している。⁽²¹⁾ 同年七月二十五日付のソンゴトウ発ネルチンスク城長官宛文書では、ガルダンがロシア側に逃亡した場合には清側に引き渡してほしい旨が述べられている。清側としてはこのような緊迫した情勢の中で、受入れ体制を再検討する余裕はなかつたであろうし、ましてやロシアに対して強硬な姿勢を取ることなど考えられなかつたであろう。この結果、使節団を伴わない隊商単独での入京が実施されるに至つたと考えられるのではないか。

以上述べたように、康熙二十一年の清側の決定は、ロシアの朝貢使節団の受入れについてのものであり、使節

団に同行する隊商については、駅遞を使用させないという点で使節団と区別する以外は特に規定はなかつたと言える。前掲の通達①にある二百人という制限は使節団の人員についてであり、同行する隊商には人員制限はなかつたのであり、それは単独入京を認められた隊商にも適用されたのである。このことは、その後の隊商の人員数がしばしば二百名を越えていたことでも証明される。⁽²⁴⁾また、同じく前掲の通達③にある馬車の供給についても使節には駅遞を使用させるが、隊商には使用させないという文脈で読むべきである。ただし、隊商に対しても食糧や馬糧は供給されたのであって、このことをもって隊商が使節とみなされたとは言えないのである。

二 ハルハ路への経路変更と人員制限の開始

康熙四十二年から康熙四十三年にかけて清側に大きな動きが起ころ。ネルチンスク条約締結時に清側全権として直接ロシア側と交渉に当たり、その後も対ロシア政策を主導してきたソンゴトウが、皇太子胤礽の後ろ盾となつて朋党をなした罪により失脚したのである。⁽²⁵⁾そして、このソンゴトウに代わって対ロシア関係事務に発言力を持つようになつたと考えられるのが大学士マチ (magi 馬斎) である。マチは満洲鑲黄旗人で、ネルチンスク条約締結の時、当初行われる予定であったセレンギンスクでの講和会議のメンバーにも入つていた。その後理藩院尚書も務め、ソンゴトウ失脚時の清朝政府内部においては対ロシア政策に最も精通していたと考えられる人物である。⁽²⁶⁾そして、このソンゴトウ失脚直後の康熙四十三年に清側のロシア隊商受入れ体制に大きな変化が起るのである。

康熙四十三年三月二十八日付理藩院発ロシア側大臣宛文書には、今回のイワン（＝サヴァティエフ）隊商を、彼等の希望通り、従来の満洲経由から張家口・モンゴル経由で返すこと、そして今後もしモンゴル経由で来れば、ハルハのトシェート・ハーンのところで人数を調べ、二百人以内なら入京を許可すること、が述べられている。⁽²⁵⁾ この経路変更の背景には、ガンダンのハルハ侵攻失敗の結果、ハルハの情勢が落ち着いたことがある。この理藩院の文書では、まだハルハ経由でなければならぬとはしていないが、次のオスコルコフ隊商はハルハ経由で入京した。この時理藩院は、初めての路なので、官員一人（通常は一人）を派遣して隊商を迎えて行かせたい、と上奏した。康熙帝はこれに対し、初めてなので、堂官級の官員を派遣するように特に指示している。隊商送迎の任に当たるのは、通常は司官級の官員であった。⁽²⁶⁾ 清側の慎重な姿勢がうかがえるが、このオスコルコフ隊商のハルハ路経由入京の実績を踏まえた上で、清側は以後の使節及び商人はこの路によることをロシア側に通告した。⁽²⁷⁾

この時、隊商の人員が二百名に制限されるに至った最大の理由は、当時の隊商の人員が非常に多く、秩序維持に支障を来す恐れがあつたからである。康熙四十三年五月九日付理藩院発ロシア側大臣宛の文書では、今回のサヴァティエフ隊商は人数が多くて非常に混乱したので、今後は二百人を越えてはならない、とされている。⁽³¹⁾ この時の隊商の様子を示唆するのが、康熙四十二年十一月十六日付の直郡王胤禔の奏摺である。そこには、康熙帝の勅として、

ロシア商人ははなはだ多い。氣付かれないうように見張り所・卡倫を守るべし。……商売に來たロシア人は千人近い。朕の身は野にあるので、少々關係するところがある。官兵を出すべきことを朕はまた直〔郡〕王に

勅を降した。⁽³²⁾

とある。この時康熙帝は西巡の途上にあり、大規模なロシア隊商來訪の報告を受け、北京の皇長子胤禔に向けて指示したのである。千人近いというこの人数はロシア側史料からも裏付けられる。⁽³³⁾ 胤禔はこの奏摺の中で、今回の隊商は人数が多いので、通常の会同館ではなくモンゴル王侯の使用する外館にゲル（モンゴルの組立式住居）を使用して宿營させたいと述べているが、これに対し康熙帝は、外國の商人なのだから通常どおり宿營させ、ただ監視すればよい、とこの案を却下している。⁽³⁴⁾ こうして、従来通り隊商は会同館に宿營したと考えられるが、多大のため少なからぬ問題が発生したことは容易に想像がつく。その結果、二百人という人数制限がロシア側に通告されることになるのである。そして、この時の隊商の経路変更に深く関与していたと考えられるのがマチである。康熙五十九年に來京したイズマイロフ使節団に対し、マチは、

……また、これ以前、ロシアの商務監督達は、私、アレゴダ「満洲語 aliba da、大學士のこと」に、ネルチンスク路より一ヶ月早い現在通じた路で中国へ行くことを頼んだ。⁽³⁵⁾

と語ったという。「現在通じた路」とはハルハ路に他ならず、これが康熙四十三年の経路変更の事を指しているのは明らかである。マチはここで、自分の意向によって隊商の経路変更が行われたことをロシア側に示唆しているのである。そして、先に述べたように、同じ康熙四十三年に同時に決定されたのが二百人という人員制限であり、マチがこれと無関係であつたとは考えにくい。すなわち、ソンゴトウ失脚後の清朝政府内部において、康熙四十三年、マチが中心となり、ロシア隊商受入れ体制の変更——隊商入京経路のハルハ路への変更、及び隊商の

二百名の人員制限——が決定されたと考えてよいであろう。

三 ロシア隊商受入れ体制の完成

オスカルコフ隊商の次に来京したフジャコフ隊商が北京滞在中の康熙四十七年三月、所謂内閣俄羅斯文館が設立された⁽³⁶⁾。この時康熙帝の命を受け、学生・教師の選出に当つたのはマチであった。マチは翌康熙四十八年正月に皇太子問題に絡んで失脚するが、同年十二月シベリア県知事ガガーリンから次の隊商（サヴァティエフ隊商）派遣を知らせる文書が届くと、十二月十六日、康熙帝は次のような勅を下した。

ロシアというのは外藩の人で、甚だ小人であり、家畜の如く何も知らない。以前商売しに来た時、大学士であつたマチが見て食糧を与え、面倒を見ていた。今、人がいない。マチを任命して、なおロシアの事を面倒を見るように告げて行うがよい。⁽³⁷⁾ ……

ここでの康熙帝の対ロシア観は、俄羅斯文館設立直後ということを考えると意外であるが、これは、他に適任者がおらず、失脚直後のマチを再び任用しなければならない忌々しさから出たものと解釈できる。ロシア関係事務の重要性をマチ再登用の理由にはできなかつたのであろう。しかし、大学士という地位の人物が、ほとんど一人で担当していたという事実にこそロシア関係事務の特殊性、重要性が示されているとは言えまい。また、ハルハ路経由・一百人という新体制になつて間もないこの時期において、後の規範となる受入れ体制の確立が不十分であつたといふことも、マチ再任用の一因であろう。

こうしてマチは隊商関係事務を担当し続けることになつたが、この時来京したサヴァティエフ隊商の受入れ体制は、康熙五十年十一月二十五日付の理藩院の上奏文の中で述べられている。この上奏文は、今回来たフジャコフ隊商の受入れを康熙四十八年（サヴァティエフ隊商）の例にならつて行いたい、という内容である。便宜上、箇条書きで示す。

①礼部から宿舎を出し宿營させる。②兵部から、张家口から京城に至るまで、路に沿つて綠營の官兵を出し、護送させる。③本院によつて新しく定めた例にしたがい、食糧などの品の見積価格を、監視して商売させる役人達に指示して買つて与えさせる。④部院の信頼できる役人を二人任じて、十両に一両の税を取らせる。⑤〔会同〕館の門・四方の壁を、兵部から副都統・護軍參領・護軍・馬甲を任じて監視させる。⑥この口チャラの会いたいという者があれば入れて会わせ、ロシアの出て行きたいという者があれば官兵を同伴して行かせる。³⁸⁾

以下、後年の史料も参考しながら、清側の隊商の受入れ体制及び取引の状況について、やや詳しく述べてみたい。

まず、①の礼部による宿舎（会同館を指す）³⁹⁾の提供、②の官兵による護送は、朝貢使節並みの扱いであつたと言える。④の清側の課税についてはこれ以前の史料には記載がないが、後の康熙五十三年五月二十五日付理藩院発ガガーリン宛文書に課税に関する記述がみられる。この文書では、オスコルコフ隊商の苦情・要求とそれに対する清側の回答が述べられている。ここでオスコルコフは、先に定めた両国の条約——ネルチズスク条約を指す

——の中では税のことは定めていないのに、今、税が課せられているとして、さらに、

我方の人間から税を取ることはないとはいへ、「中国側の」商人は我等の品物を買う時に、税として払う分を計算に入れ、価格を非常に下げて、安い価格で買う。我等の商品はうまく売れず、苦しむことになる。

と述べている。これに対して理藩院は、我が國の例により我が商人から取つてゐるだけでロシア商人からは取つたことはないとして、ロシア側の免税要求を却下しているが、ここから、清側が、中国商人のみに課税するという方法を取つていたことがわかる。前述のように、康熙四十八年より前の課税に関する清側の史料は今のところ見出せず、この課税が同年から始まつたという可能性もあるが確証はない。ただ、ロシア側の記録によれば、一六九八—一九九（康熙三十七—三十八）年のリヤングソフ隊商の時には清側はいかなる課税も行わなかつたといふことであるから、清側の課税の開始時期が、少なくとも康熙三十九年から四十八年の間であることだけは確かであろう。

では、この取引に対する課税はどのような意味を持つのであろうか。清朝の朝貢貿易に関する規定には、

〔康熙〕二十四年議准、外国貢船、所帶貨物、停其收稅、其餘私來貿易者、准其貿易、聽所差部臣、照例
收稅。⁽⁴²⁾

とあり、これは海禁を解除して外国船の貿易を許可した際の決定であるが、清側の貿易に対する基本方針を示している。これに照らせば、ロシア隊商は、まさに「私來貿易者」とみなされたのである。また、ロシア側に課税せず、もっぱら中国側商人に課税するというその課税方法も、外国船との貿易の際の課税制度と共通するものが

ある。⁽⁴³⁾

さて、③と④に述べられていくように、ロシア隊商來京の際には、貿易監督のための官員（「監督giyan du」と称された）が二名特別に任命された。その際、理藩院により司官級の適任者の名前が数名上奏され、皇帝の選択に任せられたようである。康熙五十五年に候補者の一人として名前があげられている兵科給事中センゲ（senzge）は、ロシア隊商を迎えて行つた人物であると注記されており、隊商送迎と貿易監督を兼任した例もあつたかもしれない。⁽⁴⁴⁾ ちなみに、ロシア隊商送迎の任に当る官員も同様にして選出されており、やはり司官級の人物があてられたようである。⁽⁴⁵⁾

監督の監視のもと、会同館へ中国商人が訪問するという形で取引は行われた。⑤⑥からは、隊商が厳重な警備・監視のもとに置かれていたことがわかる。⑥に言ふロチャ（locha）とは、ロシア人捕虜の子孫、所謂アルバジン人を指すと考えられる。⁽⁴⁶⁾

ロシア側と取引を行つた中国側商人については、史料が乏しく、詳細は不明であるが、例えば康熙五十年末フジャコフ隊商送迎の任に当つた太僕寺卿アルフア（arfa 阿爾筏）は、隊商との取引で負債を作つており、清側官員が直接取引に参加していたことがわかる。⁽⁴⁷⁾ また、露中双方の史料に登場するジン・サンゲ（jin sangge）なる人物もしばしば取引において負債を作つており、ロシア隊商が来る度に取引に参加する商人——それも現銀を十分に用意できないところからみて大規模とは言えない商人——の存在を示していくと言えよう。

会同館での取引は無期限ではなく、隊商の滞在期限は八十日であった。このことが初めて記されている、康熙

五十一五年來京のフジャコフ隊商に交付された理藩院発ガガーリン宛文書には、トシェート・ハーンによる人員数確認、官員による送迎、住居・食糧の供給と並んで、八十日期限での貿易許可及び期限の延長も可能であること、が述べられている。⁽⁴⁹⁾ これは明らかにハルハ路への経路変更以降の例であり、この八十日という期限も康熙四十五年から四十八年の間に定められたとみられる。なお、期限を延長した場合、八十日を越えた分の食糧・馬糧はロシア側の自弁とされていた。⁽⁵⁰⁾

以上述べたごとく、ハルハ路經由、隊商二百名が定着した後、康熙四十八年ころまでに、清側のロシア隊商受入れ体制は一応の完成を見たと言えよう。

四 ハルハの情勢変化と隊商受入れに関する方針転換

清側の受入れ体制が確立したと思われる康熙四十八年ころ、北京貿易はすでに転期にさしかかっていた。一七一〇（康熙四十九）年六月二一〇日付ガガーリン発清側大臣宛文書は、次の隊商の派遣を知らせているが、ここで初めて取引の際にロシア商人が苦しめられている事実が指摘されている。⁽⁵¹⁾ この時のロシア側の不満の具体的な内容は明らかではないが、その背景には、ハルハの庫倫（イフ・フレー）における中国商人とロシア商人の取引によつてもたらされる毛皮のため、北京の毛皮市場が供給過剰となり、ロシア隊商のもたらす毛皮が以前ほど順調に売れなくなり始めたことがあげられよう。⁽⁵²⁾ 康熙五十年に来京したフジャコフ隊商は中国側商人に負債を作らせたまま帰還した。この負債は次に来たオスコルコフ隊商に支払われたが、ロシア商人が相当無理をして取引を

行つてゐる様をうかがわせる。そのオスコルコフ隊商は、通常冬に来るところを春に来たために毛皮が売れず、滯在期限の一ヶ月の延長及び延長期間中の食糧・馬糧の賞賜を願い出た。これに対し、理藩院は、二十日のみ滞在期限を延長するとしながらも、食糧等の供給については、前例がないとして康熙帝の判断を仰いだ。康熙帝は、彼等は遠方から來たのであるから、として食糧・馬糧を与えさせている。⁽⁵⁵⁾ 次のグシャトニコフ隊商の場合は、情況はさらに深刻であった。

グシャトニコフ隊商は康熙五十五年十月に來京したが、翌年五月になつても商品は売り終わらなかつた。この最大の原因是先に述べた毛皮の供給過剰にあると考えられるが、このように取引そのものに困難を來している中で、清側の対応には注目すべき点がある。それは課税、掛け売りをめぐつてのものである。清側の課税については前章でも指摘したが、今回も清側は課税を行つていた。この時グシャトニコフに交付すべく起草された理藩院発ガガーリン宛文書（後述のように実際には交付されなかつた）に引用されたグシャトニコフの苦情では、かつてのオスコルニコフ隊商の場合と同じように、中国商人が税金の分を計算に入れて安い価格で買おうとするので商品が売れず、このままでは国庫の商品を無駄にし、自分たち自身も元を取ることもできずに破産してしまふと訴えている。これに対する清側の回答は先に同じく、この税はわが国の例によりわが商人のみに課しており、ロシア商人を苦しめている事実はない、といつものであつた。⁽⁵⁶⁾ 清側はロシア側の訴えに耳を貸さなかつたわけであるが、この時のロシア側の苦情からは、清側の課税が取引にかなりの影響を与えていた（少なくともロシア側はそう考えていた）ことがわかる。

この文書は、内閣原注によれば、別の一件の文書（オイラート人の送還を求める内容）と同時に康熙五十六年三月二十六日に康熙帝の裁可を受け、四月五日にはラテン語及びロシア語への訳出が完了、理藩院郎中に交付された。⁽⁵⁷⁾ところが、同年四月二十一日、理藩院は別の二件の文書を起草する。このうちの一件は、隊商とともに来京したイギリス人医師ガーヴィン及び護送役ランゲ等を送り返す旨のものであり、もう一件は、隊商の取引について、残りの商品への課税を中止し、掛け売りを許可するとともに、以後の商人は数年をへて来京し、その間边境地方で貿易を行うべし、という通商制限とも言える内容を含むものであった。⁽⁵⁸⁾掛け売りは康熙五十年に来京したフジャコフ隊商のころからすでに行われていたが、康熙五十五年には、清側は掛けによる売買を厳禁する方針を打ち出していた。⁽⁵⁹⁾清側はこの方針を、グシャトニコフの懇願によつて緩め、官側が取引にいっさい閑知しないこと、掛け売りの対象を「知つていて信用できるよい人」に限ることを条件に、結局は掛け売りを許可し、課税の停止も認めたわけである。ところが、この新たに作成された文書の内容は、先のグシャトニコフの課税停止要求を却下した文書と当然矛盾する。そこで、理藩院は五月二日に、先の文書から課税停止要求却下の部分を削除して、新たな文書を作成しなおしたのである。⁽⁶⁰⁾

このような清側の方針転換の原因としては、やはりグシャトニコフ隊商の取引情況の悪化があげられる。すなわち、当初、免税・掛け売りとともに許可するつもりのなかつた清側も、期限を大幅に過ぎてなお取引が終わらない情況を見て、方針転換せざるを得なくなつたのである。この時初めて通商制限とも呼べる方針が打ち出されたのも、北京貿易 자체が、従来の受入れ体制では対処できないほどの問題を抱えるようになつたことが最大の要

因であろう。なお、以上の免稅・掛け売り許可、及び通商制限という清側の方針転換も、マチが理藩院と協議の上で出した結論であつた。⁽⁶³⁾ そして、この康熙五十六年に初めて示された通商制限という方針は、同年九月のイヴァノフ隊商、さらに康熙五十八年のイストブニコフ隊商の受入れ拒否へと進んでゆく。柳澤明氏は、この時期に清側が隊商受入れ拒否という強硬方針を打ち出すに至った原因として、外モンゴル辺境におけるロシア側の築城問題をあげていて⁽⁶⁴⁾。時期的に符合することから考えて、この説には説得力があるが、ここでは、清側の隊商受入れ体制の変化という視点において、この時の清側の方針転換の内容を再検討してみたい。

康熙五十六年九月五日付理藩院発ガガーリン宛文書において、清側はイヴァノフ隊商の入京を拒否した。⁽⁶⁵⁾ すでに指摘されているように、この隊商は総勢三十人で、これまで述べてきた官営隊商ではない。⁽⁶⁶⁾ この時の文書で、清側は、大商人（＝官営隊商）の他にも公文書を届けに来る人や小規模の商人が頻繁に来京していることを指摘している。イヴァノフの例から考えて、これ以前に文書送達のために北京を訪れたロシア側の役人達も、自ら商品を携帶或いは小規模な商人を帶同して取引を行っていたのである。⁽⁶⁷⁾ すでに述べたように、清側は、使節の場合には駅遞利用を認めており、このイヴァノフらを公文書送達の使節と認めた場合、官営隊商にも許可されない駅遞の利用を許可することになつたはずである。グシャトニコフ隊商が北京を発つか発たないかのこの時期に、北京で商品が売れる可能性は極めて低いと考えられる以上、清側としてはイヴァノフ等の入京は受入れ難いものであったと言える。

さて、このイヴァノフ隊商の入京を拒否した清側の文書でさらに注目すべきなのは、食糧供給での辺境の民の

負担を理由にして、今後文書送達等のために来る人については、ネルチ NSK 経由でチチハルへ来て、そこで貿易するよう提言していることである。そこでは、大商人については後に議するとしているが、二年後のイストプロコフ隊商の時には、大商人についてもネルチ NSK 経由とすること（同じく入京は不許可）が提案されている。⁽⁶⁹⁾ つまり、この時の清側の方針転換の内容には、隊商入京不許可の他に満洲路への経路再変更という要素が含まれているのである。清側がかつて使用されていた満洲路をここで復活させよとした理由は何か。それは当時のハルハをめぐる情勢の変化であると考えられる。イヴァノフ隊商の入京が拒否される二年前、康熙五十四年七月二十八日の議政大臣スヌ (sunu 蘇努) 等の議覆には、散秩大臣キリディ (kilidei 祁里德) の上奏文を引用して、

トシェート・ハーン・ワンジャルドルジ……らの言つことには、「チエリンジャブの旗の驍騎校トボクが……言つことには、『キランという卡倫の近くにロシア「人」がひそかに来て家を建てる場所を調べ、しるしの木を残して行つた。卡倫の外のカルジャ・ボルギヨというところにいた彼等のブリヤトといふ一千戸に及ぶ人を、すべて集めてそこへ連れて行つた。』とある。ロシア「人」というのは信用できるものではない。……以前ウデ「=ウジンスク」、チュク「=セレンギンスク」などの地は皆我等ハルハの地であった。後にロシア「人」が占領して家を建てて住んだのである。今、我等が兵に行くことを聞いて、ひそかに土地を占領して、家を建てようとし、さらにチエリンジャブを、もともと彼等に入つた人であるとして争い求めて言つてくることがあつた。この間、万が一、侵害しに来るのを全く予測できないと思う。」とあつた。⁽⁷⁰⁾

とある。同文書によれば、この時ハルハには、ロシアがセレンギンスクに大砲や銃等を大量に集めているという

情報ももたらされていた。対ジュンガルの軍事活動はこの年から開始されており、ハルハの兵も動員されたが、ちょうどそのころ、ロシア側の不穏な動きが伝えられたのである。この史料からハルハの人心が少なからず動搖していた様子がよく読み取れる。チエリンジャブ (cerinjab 車凌扎布) は、ネルチンスク条約締結の直前にロシアに臣属を誓い、後康熙三十二（一六九三）年に清側に帰属したハルハの王侯であるが、当時なおロシア側からの臣属回復要求があつたことがわかる。⁽⁷²⁾ 当時の清朝は、ジュンガルに対処するため、ロシアとの協調関係の確立を意図しており、この時理藩院からロシア側にあてられた抗議文書も両国の友好関係を強調する穏やかなものだつた。⁽⁷³⁾ ただ、この時見られたハルハ人心の動搖は、清側も重視したのであり、キリディイに対しては、ハルハ等の動搖に注意を払つよう文書が送られている。⁽⁷⁴⁾ その後この問題が取り上げられた形跡はないが、康熙五十六年になつて、今度はホブスゴル湖方面でのロシアの築城問題が表面化したのである。この時の情報もトシエート・ハーンからのものであり、ハルハにおける人心の動搖が前にも増してあつただらうことは想像に難くない。⁽⁷⁵⁾ 以上のような状況の中でのロシア隊商のハルハ通過は、清側にとっては当然避けるべき事態であったと言えよう。

さらに、対ジュンガルの軍事活動がハルハに物質的な負担をかけていたことも見逃せない。少し後の史料であるが、康熙五十九年の理藩院の題准に、

喀爾喀地方駅站、數年軍務、往來甚擾累。嗣後差遣大人官員座台官員、併部院官員・筆帖式・領催等、行文
該將軍、俱用營中軍需、照品級給与行糧。其取索喀爾喀食用之例、著停止。⁽⁷⁶⁾

とあるのは、連年の軍事活動による人員の往来が、食糧の調達という形でハルハの人々を苦しめていた事実をよ

く示している。このような状況の中で、さらに、頻繁に来京するロシア隊商に食糧・馬糧を供給することは、確かにハルハの人々の負担となつたであろう。

以上述べたような二つの理由——ロシア側のハルハ辺境での築城等による人心の動搖及び対ジンガル軍事活動の影響による疲弊——により、清側にはこの時点で、ハルハ経由のロシア隊商入京を見直す必要が生じたのではないか。そして、オスコルコフ隊商、グシャトニコフ隊商と続いた取引の不調により、清側は、前述のように康熙五十六年にイヴァノフ隊商の入京拒否という強硬姿勢を打ち出したのである⁽⁷⁷⁾。イヴァノフ隊商の次のイストブニコフ隊商の入京を拒否した康熙五十八年四月十一日付理藩院発ガガーリン宛文書には、取引の不調な様子が極めて具体的に指摘されているので、以下にその内容を要約する。

毛皮は寒い時に必要であるのに、内地は暑く、しかも供給過剰である。その上、やや裕福な人々は一着の服を数年着る。非常に裕福な人々はロシアの毛皮を買いたがるが、汝等の商人は価格を非常につり上げるのでロシアの毛皮はよく売れない。内務府の銀により毛皮製品を買う時に、よい毛皮を出さず、価格をつり上げ、かえつて小商人に勝手に掛けで売つた。掛けで買った小商人が返済できなくなつて監督に訴え、その結果皇帝が国庫の銀で立て替えた。今は戦時であり、国費を浪費できない。ロシア人が不正・暴行を働いた。往復の食糧供給が辺境の人を苦しめている。⁽⁷⁸⁾

この文書で示された、内務府の銀による毛皮の買い付けの際にロシア側が価格のつり上げ・売り惜しみをしたことに対する不満は、後にも繰り返されたことがロシア側の記録に見えており、この点に関しても清側の不満が

大きかつたことを物語る。

以上述べた如く、康熙五十年代に入つて顯在化した取引の不調及びハルハ情勢の変化により、清側は「以後の隊商は数年を隔ててネルチ NSK 経由で來、辺境地方で貿易を行ふべし」という新たな方針を打ち出した。ハルハ辺境におけるロシア側の築城事件は、ハルハ情勢の変化に大きな影響を与えたという意味において、この時の清側の方針転換の一つの契機となつたことは間違いない。ただ、清側が、当初から、隊商入京停止によつてロシア側に圧力をかけ、築城問題を含む国境問題の解決をせまるといふはつきりとした政策的意図を持つていたかどうかは定かではない。少なくとも、そのような政策を清側が明確に打ち出すのは、次に述べるイズマイロフ使節團との交渉の過程においてである。

五 キヤフタ条約と北京貿易

イズマイロフ使節團⁽⁸⁰⁾は、清側の隊商入京拒否の方針のためにセレンギンスクで足止めされていたイストブニコフ隊商の入京申請、及び新たな通商条約の締結を目的としていた。交渉の中で、清側は、逃亡者問題を含む国境問題の解決をロシアに迫つたが、イズマイロフは国境問題に関しては何の訓令も受けていなかつた。ここに至つて清側は、国境問題が解決しない場合は通商を認めないという方針を打ち出し、初めて北京貿易の問題を国境問題と明確に結び付けて論じたのである。交渉の結果、イズマイロフが逃亡者及び国境問題についてシベリア県知事及びロシア皇帝に伝えるという条件で、隊商の入京が許可された。ただし、ロシア側の申し出に従い、隊商の

旅費は自弁ということにされた。すでに述べたように、これまで車馬はロシア側が負担しても、食糧・馬糧は清側が負担していたのであるが、食糧・馬糧もロシア側の自己負担となつたのである。これによつて、清側が指摘した北京貿易の問題点のうち、清側による隊商の食糧費負担及びそれに起因するハルハの疲弊問題が解決された。また、ハルハの人心に動搖を与えていたと思われるロシア側の築城問題も、当時すでに城塞の撤去という形で一応の解決をみていたようであり、清側が隊商の入京を許可する条件がある程度整つたと見ることは可能であろう。ただし、かつて筆者が指摘したように、この時の隊商入京許可は、康熙帝の決断によるところが大きく、大臣レベルは隊商の入京に反対だった⁽⁸¹⁾のである。

さて、イズマイロフ帰国後に入京したイストプニコフ隊商に対する清側の対応については、かつて触れるところがあつたのでここでは詳述しないが、基本的には、これまでの隊商への対応の延長線上にある。ロシア側史料に記されている、兵士による厳重な監視体制や、清側による不当な安価での買い付け（清側から見れば不当な高値による売り惜しみということになる）は、すでに述べたように、以前の隊商の取引の際にも見られたのである。ただ、皇帝所有の毛皮を安価で売り出す等の明らかに取引妨害とれる行為も行われたが、これは最初から隊商入京に反対だった大臣達によつて主導されたものであった。そして、これもかつて指摘したように、イズマイロフ等との交渉、イストプニコフ隊商への対応を通じて、常に清側の政策決定における中心人物はマチであつた⁽⁸²⁾。

こうして、イズマイロフとの交渉を機に逃亡者問題を含む国境問題と引き合わせにされた北京貿易は、イストプニコフ隊商を最後にキャフタ条約まで停止され、その後は国境問題が両国間の主要問題となる。しかし、ロシ

ア側は北京貿易を断念したわけではなく、北京貿易を含む通商問題を最重要視していた。そのことは、一七二五年に全権大使として中国に派遣されたヴラディスラヴィチに与えられた訓令にも示されている。⁽⁸³⁾ キヤフタ条約締結交渉の中で、北京貿易がどう扱われたかについては、史料上の制約もあり、ここで詳細に論じることはできないが、最後に、キヤフタ条約の条文中に、これまで述べてきた清側のロシア隊商受入れ体制の変遷が集約されていることを確認してみたい。

問題となる条文は第四条の前半部分である。今、便宜上箇条書きで示す。

①人数をお当初定めた〔例〕に照らして、二百より越えさせないものとした。②三年を経た後一度京城に行かせる。③彼等は皆商人なので、食物・行糧を与えることを旧例に照らして停止した。④買^フ〔人〕・売るには、ともに税を課さないものとした。⑤商人が国境に到着した後、あらかじめ彼の来た事情を明らかにするために文書を提出したのを調べて、役人を派遣して迎えて入らせ、通商を行ふ。⑥途中で、駱駝・馬・糧食を買い、力役の人を雇^フう場合⁽⁸⁴⁾は自らの力で買い、雇^フう。

①の二百人の人員制限は、入京経路がハルハ路に変更された康熙四十五年以降の例がそのまま採用されており、②の三年を隔てて一度（四年に一度）というのは、清側が康熙五十六年以来主張した、数年を隔てて一度来るべし、という方針が具体化されたものとみられる。③では、イストプニコフ隊商の時に初めて食糧がロシア側の負担となつたことを踏まえて、これを踏襲することが確認されている。そして、⑥も、糧食の項を除いて、駅逓を使用させないといふこれまでの受入れ体制を明文化したものである。⑤がこれまでの例を踏襲したものであ

ることは言を待たない。しかるに、④については、ロシア側から免税の要求があつたことは明らかであるが、清側が無税貿易を認めた背景には、前章で指摘した過去の課税を巡るトラブルがあつたとは言えまい。課税による無用なトラブルを避けたい清側と、ロシア側の思惑が一致した結果、この条文の成立をみたのであろう。また、すでに明らかにしたように、清側の課税は、中国側商人に対するのみ行うという形式をとつたが、これがロシア側の不満を招いたのであり、この結果として、売手・買手双方への非課税が条文に明記されることになったと言えるのではないか。

むすび

以上述べてきたように、ネルチズク条約においては何ら具体的な取り決めのなかつた北京貿易は、キヤフタ条約に至つて初めて明文化されたが、そこに盛り込まれた内容は、それまでの清側の受入れ体制の変遷を色濃く反映したものであつた。そして、その受入れ体制の変遷の背景にあつたのは清のハルハ支配という問題であつた。

康熙三十二年の時点において、清側が想定していた北京貿易の形態は、朝貢使節団と同行した隊商による貿易であった。その後、康熙三十五年に、使節団を伴わない隊商単独での入京が許可され、この時の受入れ体制——駅遞は使用させないが、食糧・馬糧は提供する——がその後の定例となる。この背景には、当時清朝がガルダンに対する軍事行動に忙殺されていたことがあげられよう。そして、ガルダンの死後、ハルハ情勢の一応の安定の

もとに、隊商の経路がハルハ経由に変更された。これはロシア側の申し出を受入れるという形であつたが、この時同時に隊商の人員数が二百名に制限されたのは偶然ではないであろう。ハルハ通行の障害となつていたガルダンの勢力が一掃され、距離的な近さから言つてもハルハ経由の入京を許可しない理由はなくなつた。ただ、清側には、支配下に入つて間もないハルハを大規模なロシア隊商——直前の隊商は千人近い規模であつた——が通過することに治安上の不安があつたはずである。こうして、二百名・ハルハ路経由の入京が行われることになったが、康熙五十四年、対ジュンガルの軍事活動が開始されると、新たな不安定要素がハルハに生じてきた。それは、時を同じくして伝えられたロシア側の不穏な動き——ハルハ北境での家屋建設・築城——が引き起こした人心の動搖であり、また軍事活動に伴う物資の調達等による疲弊であつた。同じ頃北京貿易そのものも、隊商の商品が売れなくなり、課税・掛け売りをめぐるトラブルが発生するなど問題が生じるようになつていて。満洲路の復活と入京不許可及び辺境地方における貿易を求めたこの時の清側の方針転換は、以上のような諸要素を考慮・検討した結果であると見るべきであろう。

キヤフタ条約は、ハルハに対する清の支配をロシアが正式に認めた条約である。そして、ハルハが名実ともに清の領土となる新しい状況のもとで、北京貿易は再開された。ハルハ支配の安定という条件が満たされた以上、清側にはロシア側が強く要求する北京貿易の再開を拒む理由は存在しなくなつていていたのである。しかし、キヤフタ条約で正式に再開された北京貿易は、再び隆盛を迎えることなく、乾隆十九年を最後にその幕を閉じる。キヤフタ条約において、北京貿易とともに合意を見た国境の交易場における貿易が、両国間の貿易の主要な地位を占

めるようになるのである。これらの問題については他日の検討を期したい。

註

- (1) 一七世紀中の北京貿易を扱った研究として、Алек-
сандроу, Б. А. Россия на Дальневосточных Рубежах (вторая
половина XVII в.). Москва, 1969, глава 6 があり、一八世紀
の中国商人による貿易についても、Кури, Б. Г. Государст-
венная монополия в торговле России с Китаем в первой
половине XVIII ст. Киев, 1929. がある。両者ともロシア
側史料にのみ依拠した研究である。また、当該時期の
露清関係史を扱ったCahen, G. Histoire des relations de
la Russie avec la Chine sous Pierre le Grand (1689-
1730). Paris, 1912, chapitre IV (邦訳『露支交渉史序
説』東亜外交史研究会訳、生活社、一九四一、第六章)
は、中国からロシアに送付された文書の類も利用してお
り、右の二つの研究が触れていない清側の受入れ体制に
ついても言及するところがあり、有益である。
- (2) 吉田金一『ロシアの東方進出とネルチズク条約』
近代中國研究センター、一九八四、二九〇頁の満文条約
に基づく。
- (3) 吉田金一「康熙三十一年議準の俄羅斯互市規定につ
いて」(江上波夫教授古稀記念論集——歴史編)、一九
七七、四三一一四五二頁)。
- (4) 『清代中俄關係檔案史料選編』第一編、北京、一九
八一(以下『選編』と略称。同書所収檔案のうち、康熙
年間のものについては、その多くが中国第一歴史檔案
館所蔵『滿文俄羅斯檔』からの漢訳である。以下、同檔
案所収文書引用の際には、その所在を編号と頁数で示
し、漢訳が『選編』に収録されている場合にはその頁数
もあわせて記す。『滿文俄羅斯檔』所収文書の大部分は
両国間の往復文書の写しで、そのうち清からロシアへの
行文には日付はなく、写しの作成段階で付されたとみら
れる内閣原注に、文書処理の過程が記されている。本稿
では、この内閣原注に記された文書処理の最終段階の日
付(おおむね完成した文書が理藩院の官員に交付された
日付)をその文書の日付とし、カーラン等の著作に引か
れている同一文書の日付がそれと異なる場合はその旨注
記する。
- (5) 吉田金一、前掲書、二二五一二四四頁。
- (6) 『康熙朝滿文硃批奏摺』のうち、「機構包」として官

序別に分類された檔案の中に、理藩院關係の檔案が含まれている。同檔案について、拙稿「中國第一歴史檔案館所藏『康熙朝滿文硃批奏摺』中の露清關係史料について」(『北大史學』三三、一九九三)を参照。以下同檔案は、一般的の『宮中滿文硃批奏摺』と區別するため、便宜上『理藩院檔』と略称し、マイクロフィルムの卷数及びコマ数(頁数)で所在を示す。

(7) 拙稿「露清關係とローレンツ・ランゲ——キヤフタ條約締結に向けて——」(『東洋學報』七一一、四、一九九一)。

(8) 年号の表記は以下の例によつた。主として清側の動きを示す場合は「康熙三十六年三月一十日」のように、ロシア側の動きを示す場合は「一七〇八年四月一〇日」のように記す。両者に關係する場合、或いは論旨の展開上必要と判断した場合については「康熙五十八(一七一九)年」のように両者の年号を対照させて示す。

(9) 露清間の主要交通路は、一六七〇年ころまでは、トルキスタン経由或いはイルティシュ河経由であったが、一六七〇年代前半には、ハルハ・モンゴル経由、満洲経由の兩路が開かれ、一六八八年のジンガルのガルダンのハルハ侵入以降は、満洲経由が主要交通路となつた。吉田金一、前掲書、一二八一一九頁、三一一頁及び増

田忠雄「満洲西北境に於ける露支交渉——交通路と国境」(『滿鐵調査月報』一一一、一九四一)参照。

(10) Cahen, *op. cit.*, p. 76. 及び吉田金一、前掲書、二二一五—二二六頁参照。

(11) 吉田金一「ロシアと清の貿易について」(『東洋學報』四五一四、一九六二)。

(12) 吉田金一、前掲書、二二二八—二二九〇頁。

(13) リの使節団についてば、Бантыш-Каменский, Н. Дипломатическое собрание дел между Российской и Китайской государствами с 1619 по 1792-й год. Казань, 1882. с. 66-74.

及び吉田金一、前掲書、二二二〇—二二四〇頁参照。

(14) 吉田金一、前掲書、二二三七、三四一頁。

(15) 『理藩院檔』八、四九一五三頁。無年月であるが、以下の理由により康熙三十五年末と推定した。文書中に隊商の長と記されているオフオナシ・ソフオロ・ネチは、康熙三十六年三月二十日付ソングトウ(songgotu 索額図)発ネルチンスク城長官宛文書(『満文俄羅斯檔』一、七〇一七三頁、『選編』一七九頁)中のアフアナシ・ソフオロノフ或いは(アフアナシ-)カザリノフに比定できる。また、本来黒龍江將軍の職務である隊商來華の報告を副都統のカトフが行つてゐるのも、同年に黒龍江將軍サブス(sabsu 薩布素)が、康熙帝のガルダン親征に動

員されて任地を離れていた事実（『清史列傳』卷十）から説明できる。

(16) 康熙二十九年版『欽定大清会典』卷七十二、礼部三十三、朝貢通例。

(17) 康熙二十九年版『欽定大清会典』卷七十三、礼部三十四、外国貿易。この記事は、前註(16)の記事とともに、以後四回にわたって編纂された清朝の『会典』すべてに採録されており、清朝の朝貢使節に対する基本姿勢を示したものと言える。

(18) 畑地正憲「清代の輸送業者『攬頭』について——李朝朝貢団の貨物輸送をめぐつて——」（山口大学文学会誌）三八、一九八八には、李氏朝鮮の朝貢使節団の貨物輸送の実態が描かれている。

(19) 註(15)を参照。

(20) 康熙三十八年正月二十七日付のソンゴトウ発ロシア側大臣宛文書。『満文俄羅斯檔』一、一一五一—一〇頁、『選編』一八四頁。なお、このリヤングソフ隊商は、イデス使節団の調査結果に基づきロシア政府が派遣した官営の隊商であり、ロシア側から見ればこれ以降北京貿易は新たな段階に入つたと言える。

(21) 康熙二十四年の海禁解除以来、広州等で西洋諸国が行つた貿易はその例である。

(22) 「の経過は、岡田英弘『康熙帝の手紙』（中央公論社、一九七九）に詳しい。

(23) 『満文俄羅斯檔』二、五六一六三頁、『選編』一七八頁。

(24) 例えば、康熙三十七—三十八年のリヤングソフ隊商は合計四百七十八人（一六九八年七月三一日付ネルチンスク城長官発黒龍江將軍宛文書、『満文俄羅斯檔』一、八九一九五頁、『選編』一八五頁。また、Cahen, *op. cit.*, pp. 97-98. 参照）に達している。

(25) ソンゴトウの失脚については、『聖祖實錄』卷一百十二参照。『満文俄羅斯檔』の内閣原注によれば、ロシアへの行文は、おおむね理藩院での草案作成後、ソンゴトウが目を通してから内閣に交付され、ロシア文とラテン文に翻訳された。ロシアからの来文も、内閣で翻訳されて皇帝が見た後、彼へと下されることがほとんどであった。

(26) マチについては、前掲拙稿、一九九一参照。

(27) 『満文俄羅斯檔』一、三九一—三九七頁、『選編』二一八頁。Cahen, *op. cit.*, pp. 100-101. では四月十三日付である。

(28) 『理藩院檔』八、一二三一頁。無年月、上奏者不明の上奏文であるが、内容から判断して「の時のものと考え

られる。

(29) これについては次章で述べる。

(30) 康熙四十五年三月一日付理藩院発ロシア側大臣宛の文書。『満文俄羅斯檔』一八、八七—九五頁、『選編』二

五四—一五六頁。Cahen, *op. cit.*, pp. 102—103. 這是三月十六日付である。

(31) 『満文俄羅斯檔』一九、三九七—四〇五頁、『選編』一一九—一三〇頁。Cahen, *op. cit.*, p. 101. やは五月十二日付である。

(32) 『宮中満文硃批奏摺』外交類・中俄貿易項、一一一號。

(33) 『聖祖實錄』卷一百十四。

(34) 一七〇三年七月一七日付のネルチンスク城長官発黒龍江將軍宛文書。АН СССР. Русско-китайские отношения в XVIII веке. Материалы и документы, том I, 1700—1725.

Москва, 1978. (以下PKOと略称) c. 60—62.

(35) PKO, c. 217.

(36) 内閣俄羅斯文館について、高文風「我国的第一所俄語學校 俄羅斯文館」(『黑龍江大學學報』外語版、

一九七九—一) 及び柳澤明「内閣俄羅斯文館の設立について」(早稻田大学大学院『文学研究科紀要別冊第一六集』哲学・史学編、一九八九) 参照。

キヤフタ条約以前のロシアの北京貿易

海谷

(37) 一七〇八年四月一〇日付ガガーリン発清側大臣宛文書に付された内閣原注、『満文俄羅斯檔』一一〇、五八—五九頁。なお、これは『選編』には収録されていない。

(38) 『理藩院檔』七、一八〇七—一八一〇頁。

(39) 所謂会同館がロシア隊商・使節の宿舎として使用されるところから云ふべし。Meng Ssu-Ming (梅斯明), "The E-LO-SSU kuan (Russian hostel) in Peking,"

Harvard Journal of Asiatic Studies, vol. 23, 1961, pp. 19—46 及び Widmer, E. *The Russian ecclesiastical mission in Peking during the eighteenth century*. Harvard University Press, 1976, pp. 88—94 参照。また、会同館については、松浦章「明清時代の北京の會同館について」(『神田信夫先生古稀記念論集·清朝と東アジア』、山川出版社、一九九二) 参照。

(40) 『満文俄羅斯檔』一一〇、一八七—一九一頁、『選編』一一一五—一六頁。

(41) Cahen, *op. cit.*, p. 98 pp. XXXVI—XXXVII.

(42) 康熙二十九年版『欽定大清会典』卷七十一(礼部三十、外国貿易。

(43) 康熙における外国貿易においては、康熙二十五年に、少數の特權商人が外国貿易を独占し、徵税を請け負う制度が創設された。広東貿易の徵稅機構に関する最近

の研究として、岡本隆司「清代粵海關の徵稅機構——保商制度を中心として——」(『史林』七五一五、一九九一)がある。北京貿易において、廣東に匹敵するよう徴稅機構が存在したといふ記録は見出せないが、中國側商人にのみ課税することによって、徵稅の際の煩を避けようとしたところにおいて両者には共通性があると言えよう。

(44) 康熙五十五年十月十八日付の理藩院(兼理理藩院事務頭等侍衛セレハ等)の上奏文、『理藩院檔』七、一一六三一一一六六頁。

(45) 康熙五十三年六月九日付の理藩院(左侍郎ノムチダイ等)の上奏文、『理藩院檔』七、一九二三一一九二五頁。

(46) ロチャは漢字では羅刹或いは羅禪と記され、元来黒龍江流域で清側と衝突したロシア人を指した。キヤフタ条約締結後北京に建設されたギリシア正教会も羅刹廟と称された。アルバシン人については、Ульинский, Л. "Арбазин и Альбазинцы", Записка Приморского отдела Императорского общества востоковедения 1912, вып. 1, с. 67-91. を参考。

(47) 康熙五十三年七月十七日付理藩院發ガガーリン宛文書(『滿文俄羅斯檔』一一〇、一一一一一一三三頁、『選五頁』)。

編】一一三九一四〇〇頁)、康熙五十年十一月二十五日付の理藩院の上奏文(註(38)参照)及び『聖祖實錄』卷二百四十九・二百五十五・一〇五十九。

(48) 康熙五十三年七月十七日付理藩院發ガガーリン宛文書(前註参照)及び Lange, L. *Journal of the Residence of Mr. De Lange, Agent of his Imperial Majesty of All the Russias, Peter the first, at the Court of Pekin, during the years 1721 and 1722.* in Bell, J. *Travels from St. Petersburg in Russia to divers parts of Asia.* 2 vols, Glasgow, 1763, vol. 2, pp. 159-307., pp. 197-198.

(49) 康熙五十一年五月八日付理藩院發ガガーリン宛文書(『滿文俄羅斯檔』一一〇、八六一一〇頁、『選編』三〇九一一一頁。PKOI c. 127-130. やは五月十六日付、Cahen, *op. cit.*, p. XI. やは五月六日付である。

(50) 康熙五十三年六月三日付理藩院(左侍郎ノムチダイ等)の上奏文、『理藩院檔』七、一九一〇一一九一一一頁。Cahen, *op. cit.*, p. XI. やは五月六日付である。

(51) 康熙五十一年、ロシア側の要請に応じて、商品が多く場合には一百一十名まで許可する」とになった。註(49)を参考。

(52) 『滿文俄羅斯檔』一一〇、四五一一四七頁、『選編』一一一五頁。

- (53) Корсак, А. Историко-статистическое обозрение торговых сношений России с Китаем. Казань, 1857, с. 32—33. また、吉田金一「前掲論文」一九六二及び柳澤明「イア・フレー（庫倫）貿易について」〔『史觀』〕一一五、一九八六）を参照。
- (54) 康熙五十三年七月二十七日付理藩院発ガガーリン宛文書、註(47)参照。
- (55) 註(50)に同じ。
- (56) 「満文俄羅斯檔」一一〇、四四九—四五三頁。この文書は『選編』未収録である。
- (57) 「満文俄羅斯檔」一一〇、四五五—四五六頁、『選編』三一七二一頁。
- (58) 康熙五十六年五月十二日付理藩院発ガガーリン宛文書、『満文俄羅斯檔』一一〇、四六〇—四六七頁、『選編』三七九—三八一頁。
- (59) 康熙五十六年五月十二日付理藩院発ガガーリン宛文書、『満文俄羅斯檔』一一〇、四六七—四七六頁、『選編』三七七—三七九頁。Cahen, *op. cit.*, pp. XXXVII—XXXIX では七月二十日付である。
- (60) 銀を持たない商人の会同館への出入りを禁じ、取引を管理する監督が商人に掛け買いを許した場合にはその監督を処罰するところのやうなものだった。註(44)を参照。
- (61) 註(59)を参照。
- (62) 「満文俄羅斯檔」一一〇、四五六—四六〇頁、『選編』三七三—三七四頁。ただし、『選編』の内閣原注の部分の漢訳は不正確である。
- (63) イヴァノフ隊商入京拒否を伝える理藩院発ガガーリン宛文書にそのことが述べられている。後出註(65)参照。
- (64) 柳澤明「キヤフタ条約への道程—清の通商停止政策とイズマイロフ使節団—」〔『東洋学報』六九一一・一二、一九八八〕参照。
- (65) 「満文俄羅斯檔」一一一、三五—三九頁、『選編』三八八—三八九頁。Cahen, *op. cit.*, p. 111. では九月六日付である。
- (66) Kypri, указ. соч., c. 18. 及び柳澤明、前掲論文、一九八八、一五五頁。清側はイヴァノフ等を「文書を送る機会に商品を持って商売しに来る者」とみなした。前註参考照。
- (67) 官営隊商以外に、文書送達のために北京を訪れたロシアの使節は『満文俄羅斯檔』に散見される。今、繁雑を避けて出典はいちいち示さないが、康熙四十年から五十六年の間で、計九組の使節を確認できる。このうち、例えば、康熙四十五年末に来京したと思われるネルチン

スクの貴族イヴァン・セノトルソフの場合は、四十二名という規模であり（一七〇六年八月一八日付ネルチンスク城長官発黒龍江將軍宛文書、『満文俄羅斯檔』三、八一一頁、『選編』二八五頁）、イヴァノフの場合よりも人數が多い。また、康熙四十一年に來京したネルチンスクの貴族イヴァン・カサンらは商品を携帶しており（『理藩院檔』八、三七一四〇頁）、その他の使節もすべて何

らかの商品を持ち込んだとすれば、清側が、ロシア商人が「絶え間なく」來京している、と指摘するのもうなづける。

攻（一六八八）後のハルハ諸侯とロシア」（『神田信夫先生古稀記念論集・清朝と東アジア』、山川出版社、一九九二）を参照。柳澤氏によれば、一七一〇年来京のイズマリオフ使節団や一七二六年來京のヴラディスラヴィチ使節団も、清側との交渉の中で、チエリンシャブを含むハルハ王侯の帰属問題を持ち出したという。

(73) 前掲拙稿、一九九三参考。

(74) 註(70)に同じ。

(75) この時のトシショート・ハーンの言葉は、「ロシア人が我等ハルハの辺境の地に来て、家を建てて住もうとしている。部で速やかに決定を下し、「文書を」送つてほしい」という内容のものであった。『満文俄羅斯檔』二一〇、二四一二五頁、『選編』三八七頁。なお、この時のロシア側の築城問題については、柳澤明、前掲論文、一九八八年に詳しく述べる。

(76) 雍正十一年版『欽定大清会典』卷一百一十一、理藩院。

(77) 註(65)に同じ。

(78) 『満文俄羅斯檔』一一一、六八一七三頁、『選編』三九九一四〇一頁。Cahen, *op. cit.*, p. 160. では四月十六日付である。柳澤明、前掲論文、一九八八参考。

(71) 『平定準噶爾方略』前編卷一。一九九三参考。

(72) 『欽定外藩蒙古回部王公表伝』卷五十二、扎薩克一等台吉車凌扎布列伝、及び柳澤明「ガルダンのハルハ侵

(80) 以下イズマイロフ使節団については、柳澤明、前掲論文、一九八八参照。

(81) 前掲拙稿、一九九一参照。

(82) 前註に同上。

(83) Cahen, *op. cit.*, pp. 203-204.

(84) Министерство иностранных дел. Сборник договоров

Россий с Китаем 1639-1881гг., СПб., 1889., с. 61-73. 所収の滿文条約を和訳した。滿文条約文は、野見山温氏による逐語訳がある（野見山温「キヤフタ条約—特に満文条約文を中心とする明文批判的研究」、同『露清外交の研究』、酒井書店、一九七七）が、拙訳とは必ずしも一致しない。また、吉田金一『近代露清関係史』（近藤出版社、一九七四）二二五—一四二頁に条約全文の和訳要約がある。

(85) 商務省がヴラディスラヴィチに与えた訓令、各条項についてのヴラディスラヴィチの意見及びそれに対する商務省の回答によれば、ロシア側は非課税を希望しながらもある程度の課税は覚悟してたようである（АН СССР. Русско-китайские отношения в XVIII веке. Материалы и документы, том II, 1725-1727. Москва, 1990., с. 97, 114. 及び Бантыш-Каменский, Указ. соч., с. 475.）。